

確認検査業務手数料規程

A I 確認検査センター株式会社

平成 26 年 4 月 4 日制定
令和 2 年 10 月 1 日改訂

確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、AI 確認検査センター株式会社（以下 AI という。）が別に定める「確認検査業務規程」（以下「規程」という。）に基づき、AI が実施する確認検査の業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 規程第17条（第24条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物に関し、規程第38条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第6条の4による確認の特例建築物：別表1の1に掲げるとおり
 - (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前号に掲げる建築物以外：別表1の2に掲げるとおり
 - (3) 主要な用途が住宅で第1号及び前号以外の建築物：別表1の3に掲げるとおり
 - (4) 主要な用途が住宅以外の建築物：別表1の4に掲げるとおり
- 2 確認申請に係わる建築計画において、避難安全検証法等別表2の5に掲げる設計方法による場合の手数料額は、同表に掲げる額（直前の確認を AI から受けている計画変更申請の場合は（）内の額）を第1項の規定による手数料の額に付加した額とする。
- 3 第1項による規定第17条に規定する建築物に適用する床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じて算定する。
- (1) 建築物を新築する場合：
当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 建築物を増築、移転、改築、大規模の修繕、又は大規模の模様替（以下、「増築等」という）をする場合：
当該増築等に係る部分の床面積（同一棟の場合は、申請以外の部分の床面積の二分の一を合計した床面積）
 - (3) 建築物の用途の変更をする場合：
当該用途の変更に係る部分の床面積
 - (4) 建築物を増築等と共に用途の変更をする場合：
当該増築等と用途の変更に係る部分の床面積（同一棟の場合は、申請以外の部分の床面積の二分の一を合計した床面積）
- 4 第1項による規定第24条に規定する建築物の計画の変更に適用する床面積の合計は、次の号により算定する。
- (1) 第3項による確認を受けた建築物の計画を変更する場合：
当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）なお、構造に関する変更が伴わない場合は、当該手数料も二分の一の額とする。

5 第3項及び第4項の規定により適用する別表2の5の対象床面積の合計は、適用する設計方法に係る建築物の部分の床面積（対象床面積）の合計について適用する。ただし、第4項に該当する場合で、別表2の5に掲げる設計方法に係る建築物の部分において変更がないものであるときは、その限りでない。

（追加手数料）

第3条 確認申請手数料に加算する追加手数料については、別表2の1から同表2の5に掲げるとおりとする。

（建築設備等に関する確認の申請手数料）

第4条 建築設備等に関し、規程第38条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる種別区分に応じ、別表3の1に掲げるとおりとする。また、AIが規定第19条に規定する確認の実施後に、計画を取り下げて概ね同一（構造方法を変更するものを除く。）の計画を再申請し建築設備等を設置する場合は、これを計画変更として同表を適用する。

- (1) エレベーター（次条第2項の規定により準用する観光乗用エレベーター等を含み、4人乗り以上のもの）
- (2) ホームエレベーター（3人乗り以下のエレベーターを含む。）
- (3) 小荷物専用昇降機（段差解消装置を含む。）

2 法第87条の4第1項において準用する昇降機以外の建築設備に関し、規程第38条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、別に定める。

（工作物に関する確認の申請手数料）

第5条 工作物で令第138条第1項及び第3項（第2号を除く。）に規定する工作物（以下「指定工作物等」という。）に関し、規程第38条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、別表3の2及び3に掲げるとおりとする。また、AIが規定第19条に規定する確認の実施後に、計画を取り下げて概ね同一（構造方法を変更するものを除く。）の計画を再申請し工作物を築造する場合は、これを計画変更として同表を適用する。

2 令第138条第2項第1号に規定する工作物（以下「観光用乗用エレベーター等」という。）に関する確認の申請に係る手数料の額は、前条第1項に規定する建築設備に関する確認の申請に係る手数料を準用するものとする。

3 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物である遊戯施設（以下「遊戯施設」という。）に関する確認の申請に係る手数料の額は、別表3の4に掲げるとおりとする。

4 令第138条第3項第2号に規定する工作物である自動車車庫に関する確認の申請に係る手数料の額は、第2条の規定中、「床面積の合計」とあるのを「築造面積」と読み替えて準用する。この場合において、別表1の4に掲げるとおりとする。

（建築物に関する中間検査の申請手数料）

第6条 規程第26条に規定する建築物に関し、規程第38条に規定する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件について、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第6条の4による確認の特例建築物：別表1の1に掲げるとおり
- (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前号に掲げる建築物以外：別表1の2に掲げるとおり
- (3) 主要な用途が住宅で第1号及び前号以外の建築物：別表1の3に掲げるとおり

(4) 主要な用途が住宅以外の建築物：別表1の4に掲げるとおり

2 中間検査において、工事監理報告書の提出があった場合は、別表4の2に掲げるとおりとする。

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第7条 規程第32条に規定する建築物に関し、規程第38条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第6条の4による確認の特例建築物：別表1の1に掲げるとおり

(2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前号に掲げる建築物以外：別表1の2に掲げるとおり

(3) 主要な用途が住宅で第1号及び前号以外の建築物：別表1の3に掲げるとおり

(4) 主要な用途が住宅以外の建築物：別表1の4に掲げるとおり

2 完了検査において、追加説明書の提出があった場合は、別表4の2に掲げるとおりとする。

(建築設備等に関する完了検査の申請手数料)

第8条 建築設備等に関し、規程第38条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、第4条第1項の規定における各号に掲げる種別区分に応じ、別表3の1に掲げるとおりとする。この場合において、一台につき停止階床数20を超えるエレベーターについては、停止階床数20を超える20停止階床数ごとに該当手数料の50%を加算する。

2 完了検査において、追加説明書の提出があった場合は、別表4の2に掲げるとおりとする。

3 法第87条の4第1項において準用する昇降機以外の建築設備に関し、規程第38条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、別に定める。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第9条 指定工作物等に関し、規程第38条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表3の2及び3に掲げるとおりとする。

2 遊戯施設に関し、規程第38条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表3の4に掲げるとおりとする。

3 令第138条第3項第2号に掲げる工作物である自動車車庫に関し、規程第38条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、第7条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料を準用するものとし、別表第1の4において「床面積の合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えて同表を適用する。

4 完了検査において、追加説明書の提出があった場合は、別表4の2に掲げるとおりとする。

(検査に係る出張費及びその他の手数料)

第10条 中間検査、完了検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、各検査手数料の額に、別表4の1に掲げる額を加算するものとする。

2 検査に係るその他の手数料については、別表4の2に掲げるとおりとする。

(手数料の減額)

第11条 AIは、類似する建築物の確認検査の業務が効率的に実施できる場合、又は地域の実情等により必要と認められる場合については、第2条から第1

0条に定める手数料の額について、別に手数料を定めることができるものとする。

(その他の手数料)

第12条 その他の手数料については、別表5の1に掲げるとおりとする。

(記載のない事項)

第13条 その他、この手数料規程に記載のない事項に関しては、必要に応じ別途定めるものとする。

(直前の確認又は検査をAI以外の者から受けている場合)

第14条 直前の確認又は検査をAI以外の者から受けている場合の計画の変更の申請は、当該申請を引受けする前に事前審査を行うものとする。その際手数料として、計画の変更に係る部分の床面積と申請以外の床面積の合計の、確認申請手数料の二分の一の額を徴収するものとし、検査については、「計画の変更」を「検査」と読替えて準用する。また、同項は、建築設備等及び工作物にも準用するものとする。

附 則

平成26年4月4日制定

この規程は平成26年4月4日より施行する。

令和2年10月1日改訂

この規定は令和2年10月1日より施行する。

1 一戸建ての住宅（法第6条の3による確認の特例建築物） 申請手数料

(第2条第1項第1号、第6条第1項第1号、第7条第1項第1号関係) (単位:円)

床面積				確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0	-	100	m ² 以内	18,000	22,000	24,000
100	m ² を超え	200	m ² 以内	28,000	30,000	32,000
200	m ² を超え	300	m ² 以内	38,000	40,000	44,000
300	m ² を超え	500	m ² 以内	48,000	48,000	54,000

2 一戸建ての住宅(上記以外) 申請手数料

(第2条第1項第2号、第6条第1項第2号、第7条第1項第2号関係) (単位:円)

床面積				確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0	-	100	m ² 以内	20,000	22,000	24,000
100	m ² を超え	200	m ² 以内	28,000	29,000	32,000
200	m ² を超え	300	m ² 以内	38,000	40,000	43,000
300	m ² を超え	500	m ² 以内	50,000	56,000	60,000
500	m ² を超え	1,000	m ² 以内	70,000	100,000	110,000

3 住宅系(共同住宅、長屋、寄宿舍等) 申請手数料

(第2条第1項第3号、第6条第1項第3号、第7条第1項第3号関係) (単位:円)

床面積				確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0	-	100	m ² 以内	28,000	29,000	30,000
100	m ² を超え	200	m ² 以内	38,000	39,000	40,000
200	m ² を超え	300	m ² 以内	48,000	48,000	51,000
300	m ² を超え	500	m ² 以内	61,000	62,000	65,000
500	m ² を超え	1,000	m ² 以内	120,000	110,000	115,000
1,000	m ² を超え	2,000	m ² 以内	175,000	145,000	155,000
2,000	m ² を超え	3,000	m ² 以内	250,000	200,000	205,000
3,000	m ² を超え	5,000	m ² 以内	335,000	230,000	235,000
5,000	m ² を超え	7,000	m ² 以内	430,000	250,000	255,000
7,000	m ² を超え	10,000	m ² 以内	510,000	270,000	275,000
10,000	m ² を超え	15,000	m ² 以内	580,000	300,000	350,000
15,000	m ² を超え	20,000	m ² 以内	650,000	350,000	400,000
20,000	m ² を超え	50,000	m ² 以内	750,000	400,000	450,000
50,000	m ² を超え	100,000	m ² 以内	1,150,000	600,000	630,000
100,000	m ² を超え	200,000	m ² 以内	1,320,000	650,000	700,000
200,000	m ² を超える			1,550,000	1,000,000	1,100,000

4 住宅以外 申請手数料

(第2条第1項第4号、第6条第1項第4号、第7条第1項第4号関係) (単位:円)

床面積				確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0	-	100	m ² 以内	30,000	29,000	32,000
100	m ² を超え	200	m ² 以内	40,000	39,000	43,000
200	m ² を超え	300	m ² 以内	48,000	48,000	54,000
300	m ² を超え	500	m ² 以内	62,000	62,000	68,000
500	m ² を超え	1,000	m ² 以内	130,000	110,000	120,000
1,000	m ² を超え	2,000	m ² 以内	190,000	145,000	160,000
2,000	m ² を超え	3,000	m ² 以内	290,000	200,000	220,000
3,000	m ² を超え	5,000	m ² 以内	370,000	230,000	250,000
5,000	m ² を超え	7,000	m ² 以内	470,000	250,000	270,000
7,000	m ² を超え	10,000	m ² 以内	530,000	270,000	290,000
10,000	m ² を超え	15,000	m ² 以内	580,000	300,000	370,000
15,000	m ² を超え	20,000	m ² 以内	650,000	350,000	420,000
20,000	m ² を超え	50,000	m ² 以内	750,000	400,000	470,000
50,000	m ² を超え	100,000	m ² 以内	1,150,000	600,000	650,000
100,000	m ² を超え	200,000	m ² 以内	1,370,000	650,000	750,000
200,000	m ² を超える			1,630,000	1,000,000	1,200,000

※ 「主要な用途」とは、敷地単位毎の用途で判断します。

※ 「一戸建ての住宅」とは、敷地内において、主たる用途の建築物の延べ面積の1/2以上を住宅の用に供し、かつ、他の用途に供する部分の床面積の合計が50m²を超えないものとします。

※ 中間検査において、検査対象床面積の算定方法については、特定工程終了時において検査の対象となる建築物の部分の面積により算定するものとし、各特定行政庁が指定する算定方法によります。特に、基礎配筋時の検査においては、原則としてその部分の面積により算定されます。(工事の工程及び工区によって、建築基準法第7条の3第1号及び第2号の適用並びに検査対象面積について面積算定表等により事前の打ち合わせが必要となる場合があります。)

建築物に関する確認申請手数料付加分

(第3条関係)

1 天空率の審査を要する場合の追加手数料

(単位：円)

各区分ごと	5,000
-------	-------

2 構造計算(限界耐力計算を除く)の審査を要する場合の追加手数料

(単位：円/構造上の1棟当たり)

対象床面積が200㎡以内の場合	10,000
対象床面積が200㎡を超え500㎡以内の場合	20,000

3 壁量計算・層間変形角の審査を要する場合の追加手数料

(単位：円/構造上の1棟当たり)

	3,000
--	-------

4 ルート2の審査を要する場合の追加手数料

(単位：円/構造上の1棟当たり)

対象床面積が1000㎡以内の場合	80,000
対象床面積が1000㎡を超え2000㎡以内の場合	90,000
対象床面積が2000㎡を超える場合	100,000

5 第2条第2項に基く場合の追加手数料

(単位：円)

対象床面積の合計				手数料の額		
				適用方法		
				避難安全検証法	耐火・防火区画性能検証法	限界耐力計算法エネルギー法
0	-	2,000	㎡以内	30,000	30,000	30,000
				(15,000)	(15,000)	(15,000)
2,000	㎡を超え	10,000	㎡以内	60,000	60,000	60,000
				(30,000)	(30,000)	(30,000)
10,000	㎡を超え	50,000	㎡以内	80,000	80,000	80,000
				(40,000)	(40,000)	(40,000)
50,000	㎡を超える			160,000	160,000	160,000
				(80,000)	(80,000)	(80,000)

※ ただし、各事項に係る国土交通大臣の認定を受けたもの又はAIにおいて性能評価を受けたものについては、当該事項に係る適用を除外する。

1 設備確認等の申請手数料

(第4条第1項、第8条第1項)

(単位:円/1基当たり)

建 築 設 備		
区 分	建築確認	完了検査
(1)小荷物専用昇降機	16,000 (8,000)	20,000
(2)上記以外の昇降機(型式)	18,000 (9,000)	22,000
(1)、(2)以外の昇降機	23,000 (11,500)	22,000
上記以外の建築設備	別途見積り	別途見積り

上記の表で()内は、計画変更の場合を示す。

2 工作物の申請手数料(擁壁)

(第5条第1項、第9条第1項)

(単位:円/1の擁壁当たり※)

工 作 物		
区 分	建築確認	完了検査
高さが2mを超え5m以下の擁壁 (令第128条第1項第五号)	25,000 (12,500)	25,000
高さが5mを超え10m以下の擁壁 (令第128条第1項第五号)	40,000 (20,000)	40,000
※:1の擁壁内に同型の検討断面が複数ある場合は、 建築確認手数料に「¥3,000×(検討断面数-1)」を加算するものとする。		

上記の表で()内は、計画変更の場合を示す。

3 工作物の申請手数料(擁壁以外)

(第5条第1項、第9条第1項)

(単位:円/1の工作物当たり)

工 作 物		
区 分	建築確認	完了検査
高さが4mを超える広告塔 (令第138条第1項第三号)	20,000 (10,000)	25,000
上記以外の工作物 (令第138条第1項第一号、二号、四号、第2項)	別途見積り	別途見積り

上記の表で()内は、計画変更の場合を示す。

4 遊戯施設の申請手数料

(第5条第3項、第9条第2項関係)

(単位:円/1の工作物当たり)

建築確認	別途見積り
完了検査(直前の確認済証をAIから受けている場合)	別途見積り
完了検査(直前の確認済証をAIから受けていない場合)	別途見積り

別表4

確認検査業務手数料

令和2年10月1日現在

1 検査に係る出張費
(第10条第1項)

(単位:円)

地 域		割増料金
地域区分		交 通 費
東京都	島しょ部を除く全域	0
神奈川県	全域	0
埼玉県	上尾市、朝霞市、入間市、越生町、 川口市、川越市、越谷市、 さいたま市、坂戸市、狭山市、志木市、草加市、 鶴ヶ島市、所沢市、戸田市、 新座市、 飯能市、日高市、富士見市、ふじみ野市、 三郷市、三芳町、毛呂山町、 八潮市、 和光市、蕨市	0
	上記以外	8,000
千葉県	浦安市、市川市	0
	上記以外	10,000
茨城県 栃木県 群馬県		15,000
岩手県 宮城県 山形県 福島県		別途見積もり (実費相当額)

※ 検査日程を勘案し、宿泊を要することとなる場合は、当該宿泊費実費相当額
(一泊：6,000円)

2 検査に係るその他手数料

(第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第4項)

(単位:円)

種 別		手 数 料
検査日変更	前日までの変更	0
	当日変更	10,000
再検査		検査手数料×0.5
工事監理報告書		0
完了追加説明書	計画変更相当	計画変更手数料に準ずる
	軽微な変更相当	0

1 その他の手数料
(第12条関係)

(単位:円)

種 別	手 数 料
工事監理者・施工者届	0
建築主等変更届	0
設計者届	0
変更届（記載変更、誤記訂正、地名地番変更）	0
工事取止め届	0
軽微な変更説明書	0

(単位:円)

種 別		返 金 額
確認申請 取り下げ届	未審査	申請手数料-3,000(事務手数料)
	上記以外	0
中間及び 完了検査申請 取り下げ届	再検査をAIで受ける場合	0 (ただし、再申請時追加料金なし)

(単位:円)

種 別	手 数 料
台帳記載事項証明	5,000